

佐賀県医療センター好生館カルテ庫新築工事仕様書

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館カルテ庫新築工事の仕様については次のとおりとする。

1. 件名等

件名：地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館 カルテ庫新築工事

用途：カルテ庫

規模：平屋建て×1棟 【詳細は別紙設計図書のとおり】

延床面積 309.62 m²

2. 建設予定地の現況

建設予定地：佐賀県佐賀市嘉瀬町中原400 佐賀県医療センター好生館敷地内

地域地区の指定：市街化調整区域（建蔽率60%/容積率100%） 52602.53 m²

防火地域：指定なし

その他条件：参考地盤資料 無【地耐力30KN/m²(仮定値)で計算すること】

現況測量図 無【詳細は別紙設計図書に添付】

3. 設置規模及び配置：別紙設計図書のとおり

4. 工期

契約締結の翌日から平成27年11月10日（期日厳守）

5. 本工事の範囲

本工事の範囲は、発注者が別紙設計図書に示すカルテ庫新築およびその付帯設備、電気設備、機械設備について受注者が設計から設置までを行う。

受注者は、各関連法令を遵守し、これらの作業及び作業に伴う官公署に対する諸手続きをすべて受注者の責任で行うものとする。

受注者は、カルテ庫新築に必要な関係機関との協議及び建築基準法による関連申請（開発協議・地区計画・緑化計画・確認申請）等の法令で定める各種申請や諸手続きを行うものとし、これに要する費用は全て受注者の負担とする。

6. 設計及び設置に関する事項

①配置予定技術者

(1) 工事に際しては、次の技術者を配置すること。

技術者については、契約締結時において受注者と直接的かつ恒常的な雇用関

係を3ヶ月以上有している者であることとし、発注者に配置技術者名簿を提出すること。

なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合以外は、配置した者の変更は認めない。

(2) 設計業務に際しては、次の技術者を配置すること。

一級建築士および構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士（兼任可）を配置すること。

②設計

(1) 受注者は、本契約締結後、本仕様書及び別紙設計図書に基づき、設計図書を作成し、発注者の承諾を得るものとする。

(2) 受注者は、工程表及び工事請負内訳書（共通仮設費、建設費、電気設備費、機械設備費、既設埋設管移設費、外構費、駐車場工事費、ラック設置費、地盤調査費、諸官庁手続費、設計・工事監理費、その他工事請負契約に含まれるものを区分し、それぞれの内容を明記）を作成し、発注者の承諾を受けること。

③設置

(1) 受注者は、承諾後の設計図書に基づき、本カルテ庫を設置すること。

(2) 受注者は、工事着工時には、着工届等及び工程表を発注者へ提出すること。

(3) 受注者は、工事（現場）施工監理を行うこと。

(4) 受注者は、工事完了後、完了届を発注者へ提出し、検査を受けること。

(5) 受注者は、検査終了後、引渡届を発注者に提出すること。

(6) 引き渡し後に受注者の責による瑕疵及び異常が認められた場合は、受注者の責任をもって、補修又は取替えを行い、適宜保守等に努めること。

7. 建物仕様

①構造性能

構造種別：鉄骨造 平屋建

②部位別性能

地業：地耐力は30KN/m²仮定値とし、基礎工法（改良又は杭等）を設計すること。

外壁：窯業系サイディング t=16 とする。

屋根：折板葺き（t=0.6 H=85 ハゼ式工法）

外部建具：別紙設計図書と同等とする。

内部仕上等：別紙設計図書と同等とする。

内部建具：マスターキーを作成すること。本数については発注者受注者との別途協議とする。

ガラス：別紙設計図書と同等とする。

必要面積：壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積。

③必要諸室等

必要諸室等については別紙設計図書のとおりとする。

④付帯設備その他

- ・標準的な仕様は下記に付記するものと同等以上のものとする。
- ・なお、設置場所等の詳細については、設計図書作成時に発注者受注者協議の上、決定するものとする。

8. 電気設備仕様

- ①電気の引き込み位置については、各参加者が現地確認の上積算すること。
- ②電灯分電盤を1面以上設置すること。
- ③照明器具及び光源は省エネルギーを考慮し、LED照明を採用すること。
- ④室内照度は、監督員と打合せの上、決定とする。
- ⑤コンセントについては、空調用コンセントを適量設置、及び必要とされる箇所に適量設置すること。(不要箇所も確認すること)
- ⑥消防設備等については、所轄消防署と事前協議の上、施工のこと。
- ⑦計画建物下に埋設する設備配管については、現況を確認の上迂回工事を行い、計画建物に支障が無いよう設計すること。

9. 機械設備仕様

①換気設備

- (1) 保管室内には第3種換気扇を設置する。また、必要数量の自然給気口も設置すること。
- (2) 換気回数は、監督員と協議の上決定とする。その他の換気設備についても建築基準法に基づいて配置すること。
- (3) 完成時に風量測定を行うこと。

②雨水排水設備

- (1) 建物縦樋下に雨水枡を配置、それを集約して既設側溝に繋ぎ込みを行う。繋ぎ込み位置については、各社現地確認を行い敷設すること。

10. その他の仕様

- (1) 鉄骨躯体については、建築基準法第 77 条の 45 第 1 項に基づき、国土交通大臣から性能評価機関として認可を受けた(株)日本鉄骨評価センター又は(社)全国鐵構工業協会の「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定める「(R) グレード以上」として国土交通大臣から認定を受けた工場で作られた鉄骨を使用すること。
- (2) 駐車場工事については、配置図(A-02)に記載の位置に工事を行う。植栽・縁石その他障害物を撤去の上、アスファルト舗装・車止め及びライン引きを行う。撤去の内容については、各社現地確認の上積算すること。
- (3) 当院への来客者に支障が無くよう、工事用出入口からカルテ庫設置場所まで、工事車両進入路として養生を行うこと。工事期間中、出入口は夜間侵入防止のための施錠を行うこと。
- (4) カルテ庫内に設置の棚については、新たに購入または、病院内より移設するものとする。移設の場合、各々が位置・数量を現地確認のうえ積算すること。
- (5) カルテ庫設置にかかる工事期間中には専任の交通整理員を適時配置すること。配置場所等の詳細は発注者と協議のうえ、決定するものとする。
- (6) カルテ庫設置にかかる工事期間中は、建物周辺に仮囲い(H=1800)を設置し、安全を確保すること。(仮設計画図面を参照のこと)
- (7) この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときは別途協議する。
- (8) 現場確認を実施し、現地を熟知した上で入札に参加すること。落札後、現場確認不足が原因で行う協議には応じない。